

令和8年春季火災予防運動の実施について

火災が発生しやすい春の時季を迎え、火災予防思想の普及を図るとともに、火災発生を防止するため、春季全国火災予防運動(標準期間 3 月 1 日～7 日)が展開されている。

本県においても、積雪量が少なくなり乾燥して火災の危険性が高まる時季に併せ、全県的に運動を展開し、火災予防の普及啓発活動を重点的に実施する。

〔消防庁通知による重点事項〕

○ 住宅防火対策の推進 ○ 地震火災対策の推進 ○ 林野火災予防対策の推進

1 運動期間 令和 8 年 4 月 9 日から同年 4 月 22 日まで(2 週間)

2 統一標語 春季火災予防全国統一標語「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」
山形県林野火災予防統一標語「火事一瞬 火をつけないで 気をつけて」

3 運動期間における普及啓発活動

(1) 山形県

- ① 令和 8 年春季火災予防キャラバン出発式の開催 令和 8 年 4 月 9 日(木) 県庁
- ② 県ホームページにおける春季火災予防運動の広報
- ③ SNS(X・フェイスブック)による広報
- ④ 県政ラジオ(FMラジオ・YBC)による広報
- ⑤ 総合支庁広報車による巡回広報 等

(2) 市町村等(消防本部、消防団等)

- ① 消防本部及び消防団の消防車両による巡回広報
- ② サイレンの吹鳴(初日及び最終日の午前 7 時及び午後 7 時)
- ③ 広報紙、ホームページ、SNS を活用した広報
- ④ 庁舎、公民館、事業所におけるポスターや横断幕の掲示
- ⑤ 戸別訪問による住民への予防啓発
- ⑥ 広報イベントの実施 等

※ 4 月 9 日(春季火災予防運動の初日)～5 月 12 日(令和 6 年南陽市林野火災の鎮火日)を、「林野火災特別警戒期間」とし、県民への林野火災防止を呼びかける。

以上